

沿岸広域振興局長告示第90号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成26年10月24日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

1（1）名称 盛特定猟具使用禁止区域

（2）区域 大船渡市地内の三陸縦貫自動車道と市道下館下4号線との交点を起点とし、起点から三陸縦貫自動車道を北に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道田茂山明神前線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道下館下4号線に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

2（1）名称 猪川立根特定猟具使用禁止区域

（2）区域 大船渡市地内の三陸縦貫自動車道と市道権現堂久名畑線との交点を起点とし、起点から三陸縦貫自動車道を北東に進み新三陸トンネル入口に至り、新三陸トンネルと国道45号の交点から同国道を西に進み市道岩脇萱中線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道権現堂久名畑線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

3（1）名称 大窪山特定猟具使用禁止区域

（2）区域 大船渡市地内の大窪山林道と民有林334林班1小班の林班界との交点を起点とし、起点から大窪山林道を東に進み民有林331林班1小班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を南に進み民有林332林班1小班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を西に進み民有林333林班1小班との林班界との交点に至り、同点から同林班界を西に進み民有林334林班1小班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成26年11月1日から平成30年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

4（1）名称 鷹生ダム特定猟具使用禁止区域

（2）区域 大船渡市地内の一般県道唐丹日頃市線と鷹生ダム堤体右岸との交点を起点とし、起点から一般県道唐丹日頃市線を北東に進み市道上甲子葡萄沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み鷹生ダム堤体左岸との交点に至り、同点から鷹生ダム堤体を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3）存続期間 平成26年11月1日から平成30年10月31日まで

（4）使用を禁止する特定猟具 銃器

5（1）名称 十二神山特定猟具使用禁止区域

（2）区域 山田町大沢地内の町道総合運動公園線と航空自衛隊第37警戒隊取り付け道路との交点を起点とし、起点から町道総合運動公園線を南西に進み同町道と大沢川右岸の交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み大沢川始点に至り、同点から同点と三陸北部森林管理署国有林10林班わ小班と同よ7小班の小班界を結ぶ線を北東に進み三陸北部森林管理署国有林10林班わ小班と同よ7小班の小班界との交点に至り、同点から三陸北部森林管理署国有林10林班わ小班と同よ7小班の小班界を北西に進み三陸北部森林管理署国有林10林班わ小班、同よ7小班及び同9林班の5小班の林班界に至り、同点から同点と三陸北部森林管理署国有林9林班る3小班、同る4小班、同わ1小班及び同わ2小班の小班界を結ぶ線を北東に進み三陸北部森林管理署国有林9林班る3小班、同る4小班、同わ1小班及び同わ2小班の小班界との交点に至り、同点から三陸北部森林管理署国有林9林班る3小班と同わ1小班の小班界を北西に進み三陸北部森林管理署国有林9林班る1小班、同る3小班及び同わ1小班

の小班界との交点に至り、同点から三陸北部森林管理署国有林9林班の1小班と同る3小班の小班界を北に進み航空自衛隊第37警戒隊敷地フェンスとの交点に至り、同点から同フェンスを東へ進み航空自衛隊第37警戒隊取付道路との交点に至り、同点から同取付道路を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器